令和2年7月

日比谷しまね館への出品手続きの手引き

　日比谷しまね館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、次の事項を確認のうえ、出品申請の手続きをおこなってください。

１．出品商品

（１）次の項目全てを満たす商品であること。

①島根県産品であること

島根県産品とは

ア．県内で生産又は採取された産品

イ．県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ．県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ．県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

②食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合してい

るもの。

（２）その他、日比谷しまね館長が認めるもの。

２．出品資格

（１）島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

（２）その他、１に掲げる商品を出品しようとする者で日比谷しまね館長が認める者

３．商品の陳列方法及び出品申請の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 陳列場所 | 商品陳列棚（プッシュアップコーナー） |
| 対象商品 | 食品 | 食品以外 |
| 陳列方法 | ＰＯＰ等により商品紹介をする |
| 出品申請に必要な提出物 | ①「日比谷しまね館商品提案会エントリーシート」（別記様式１）②「日比谷しまね館商品提案会商品シート」（別記様式２）③商品見本及び資料※その他、必要に応じて「残留農薬検査報告書」「安全証明書」等の提出を求める場合があります。 | ①「日比谷しまね館商品提案会エントリーシート」（別記様式１）②「日比谷しまね館商品提案会商品シート」（別記様式２）③商品見本又は写真及び資料 |
| 出品申請の提出時期 | 年４回（５月、８月、１１月、２月）開催する商品提案会にて受け付けます。ただし、季節商品など、一定の期間のみ取り扱いが可能な商品については、随時申請を受け付けます。 |
| 陳列期間 | 原則３ヶ月程度 | 原則６ヶ月程度 |
| その他 | 陳列期間の満了後、販売実績や消費者の評価等を踏まえ、運営事業者において今後の販売方針を決定します。新商品の開発について検討されている場合は、別途ご相談ください。 |

４．販売及び代金の精算

|  |  |
| --- | --- |
| 陳列場所 | 商品陳列棚（プッシュアップコーナー） |
| 対象商品 | 食品 | 食品以外 |
| 販売形態 | 委託販売　もしくは　買い取り |
| 販売手数料 | 販売形態により異なります。個別に運営事業者との協議により決定します。 |
| 精算方法 | 個別に運営事業者との協議により決定します。 |

５．商品取扱決定までの流れ

**① 年に4回（５月、８月、１１月、２月）開催する商品提案会で出品申請を受け付けます。**

**② 運営事業者において、以下の内容について審査を行います。**

【審査内容】

○申請された商品が出品条件を満たしているか

○出品申請した事業者が出品資格を満たしているか

○食品表示の内容について、保健所等の専門機関に相談・照会を行っているか

○素材の良さを生かした商品であるか（無添加無着色、有機栽培、健康素材等）

○商品にストーリーやこだわりがあるか

○日比谷しまね館のコンセプトに合致した商品であるか

○話題性のある商品であるか

○その他（商品価格、売り場の状況　等）

**③ 運営事業者から申請者に審査結果(出品の可否)を連絡します。**

**④ 採用となった商品について、運営事業者と販売形態や精算方法の確認を行います。**

**⑤ 商品の納品後、展示・販売（テスト販売）が開始されます。**

６．問い合わせ先

◆日比谷しまね館運営事業者

株式会社東急コミュニティー　日比谷しまね館アンテナショップ

〒100-0006　東京都千代田区有楽町1-2-2　日比谷シャンテ　Ｂ１Ｆ

TEL:03-6457-9404 FAX:03-6457-9405

◆島根県しまねブランド推進課

〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

TEL:0852-22-6397 FAX:0852-22-6859